

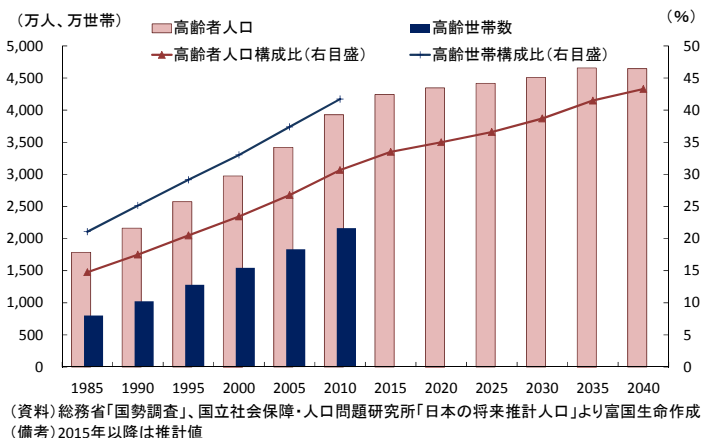
家計調査からみた高齢世帯の家計

【ポイント】

1. 高齢世帯は、非高齢世帯に比べ基礎的支出が占める割合が高く、2000年以降、可処分所得が減少する中で、高齢世帯の消費は比較的底堅く推移してきた。
2. 高齢世帯においては、無職世帯に比べて勤労世帯の方が選択的支出を中心に消費支出額が大きい。
3. 高齢世帯では世帯主の勤め先収入や公的年金給付の減少を主因に、可処分所得が減少してきた。一方で、世帯主の配偶者所得は増加している。
4. 老齢厚生年金の一部の支給開始年齢の引き上げや女性の社会進出などによる高齢勤労者の増加により、高齢化による消費支出全体の減少の抑制が期待される。

2013年4月1日施行の改正高年齢者雇用安定法や、活動的な高齢者を指す「アクティブシニア」、会社勤めを終えた高齢者の起業など、超高齢社会の日本において、高齢者に関する報道を目にする機会が多い。全人口に占める高齢者(60歳以上、以下同)の割合は、1985年の15%から2010年には30%を超えた(図表1)。国立社会保障・人口問題研究所の推計では2040年には43.3%になると見込まれている。また、

図表1. 高齢者人口・世帯数の推移



高齢世帯(世帯主が高齢者である世帯)の割合は、2010年には40%を上回り、2040年には50%を超えるだろう。2人以上の世帯の消費全体に占める高齢世帯の割合は、足元2012年には45.0%となっており、今後もその存在感が増すとみられる。そのような中、高齢世帯の家計を把握することが、今まで以上に重要になってくるだろう。本稿では、昨今注目を集める高齢世帯の家計について、家計調査を用いて整理し、その特徴をつかむ。

1. 高齢世帯家計の特徴

(1) 支出面から見た高齢世帯の家計

まず、支出面から高齢世帯の特徴を確認する。2012年の2人以上の世帯の消費支出を10大費目別に非高齢世帯(世帯主が59歳以下の世帯)と比較すると(図表2)、高齢世帯の1ヵ月間の消費支出額は26.1万円と、非高齢世帯の31.0万円に比べて4.9万円少ない中、光熱・水道や家具・家事用品は非高齢世帯とほぼ同水準である。また、食料、保健医療については高齢世帯の支出額の方が大きく、とりわけ高齢世帯が必要とする場面が多い保健医療は差が大きい。一方、高齢世帯の支出額の方が小さいのは、教育

や交通・通信、その他の消費支出、被服及び履物などである。教育については、高齢世帯においては子供が自立しているケースが多いためだろう。交通・通信については自動車の購入費用や維持費、携帯電話の通信料など、その他の消費支出ではこづかいや仕送り金などで差が大きい。仕送り金については、教育同様子供の自立が要因として考えられる。被服及び履物については、会社勤めを辞めている、子供が学校を卒業しているなどの要因が考えられ、背広や学校制服、運動靴など幅広い品目で高齢世帯の支出が少ない。

支出弾力性区分¹ごとにみた、消費支出に占める割合を年齢階級別にみると（図表3）、非高齢世帯では基礎的支出の割合が概ね50%となっているのに対し、高齢世帯では60%を超えている。前述のとおり、高齢世帯は消費支出額が少ないものの、生活必需品に対する支出が非高齢世帯並みかそれ以上となっているため、基礎的支出の割合が高い。

次に、2人以上の勤労世帯の消費支出と可処分所得の推移を、2000年を100として示した図表4でみると、共に2000年以降、可処分所得も消費支出額も減少している。しかし、2012年の消費支出額をみると、高齢世帯の2000年比4.0%減に対し、非高齢世帯は同8.5%減と減少幅が大きい。その間の消費支出の変化の特徴的な点を10大費目別にみると、高齢世帯・非高齢世帯共に、食料については幅広い品目で、また、その他の消費支出についてはこづかいなどを中心に減少しているものの、高齢世帯ではそれらの減少額が非高齢世帯に比べて小さかった。また、保健医療、光熱・水道は共に増加したものの、高齢世帯の増加額の方が大きかったことで、高齢世帯の消費支出の減少幅は相対的に小さかった。

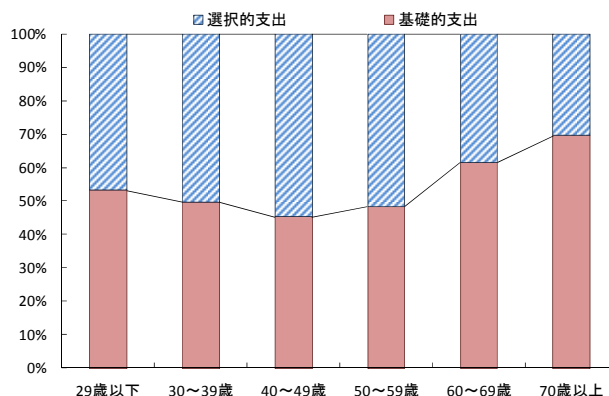
一方、可処分所得をみると、高齢世帯の同11.4%減に対し、非高齢世帯は同9.2%減

図表2. 10大費目別1ヵ月間の消費支出額 (円)

	高齢世帯	非高齢世帯	差額
消費支出	261,090	310,495	49,404
食料	73,810	72,749	▲ 1,061
住居	16,588	19,803	3,215
光熱・水道	22,858	22,785	▲ 73
家具・家事用品	10,548	10,343	▲ 205
被服及び履物	9,592	14,623	5,030
保健医療	14,986	10,800	▲ 4,186
交通・通信	30,948	49,305	18,357
教育	1,716	21,225	19,509
教養娯楽	28,445	31,327	2,882
その他の消費支出	51,600	57,535	5,935

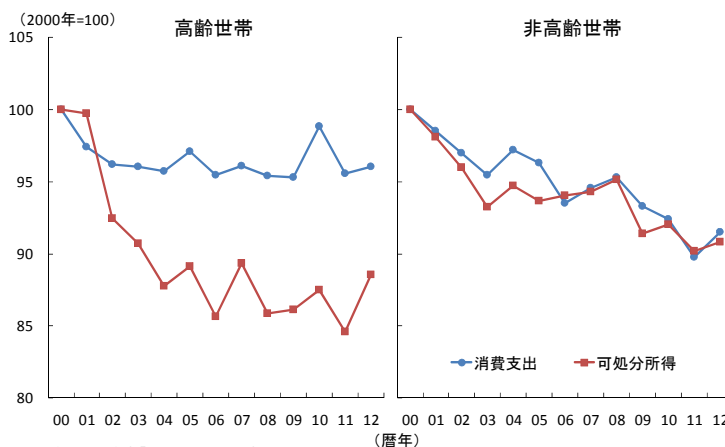
(資料)総務省「家計調査」より富国生命作成
(備考)2012年、二人以上の世帯、差額は高齢世帯-非高齢世帯

図表3. 年齢階級別消費支出の内訳



(資料)総務省「家計調査」より富国生命作成
(備考)2012年、二人以上の世帯

図表4. 消費支出と可処分所得の推移



(資料)総務省「家計調査」より富国生命作成
(備考)2人以上の勤労者世帯

¹ 消費支出総額が1%変化する時に各品目が何%変化するかを示した指標。支出弾力性が1.00未満の品目は基礎的支出（必需品）、1.00以上の品目は選択的支出（ぜいたく品）に分類される。

と、高齢世帯の方が減少幅が大きい。高齢世帯は可処分所得が相対的に大きく減ったにも関わらず、消費をあまり減らしていない。同調査における1ヵ月間の貯蓄純増額をみると、高齢世帯は2000年の5.3万円から2012年の2.7万円までほぼ半減した一方で、非高齢世帯は2000年の9.3万円から2012年の8.8万円と微減に留まっている。高齢世帯では消費性向を高めて消費支出の減少を抑えた一方、非高齢世帯においては、老後資金や教育資金のために貯蓄の必要性が高く、貯蓄を維持するために、可処分所得に併せて消費支出を減らさざるを得なかったものとみられる。

(2) 高齢勤労世帯と高齢無職世帯の消費支出の違い

2人以上の高齢世帯のうち、勤労世帯と無職世帯の2012年の消費構造を整理すると(図表5)、1ヵ月間の消費支出額は勤労世帯の方が6.4万円高く、可処分所得については15.9万円高い。勤労世帯の消費支出額が可処分所得額内に収まっている一方、無職世帯では消費支出額が可処分所得額を5.7万円超えており、貯蓄を取り崩しながら生活していることがわかる。

10大費目別にみると、全ての項目において勤労世帯の支出の方が大きい。差額をみると、保健医療や光熱・水道、家具・家事用品といった生活に必要な支出は相対的に小さい。また、教育については支出自体が高齢世帯全体で少ないため、差額も小さい。

一方、差額が大きい品目をみると、その他の消費支出で2.2万円となっている。さらに内訳をみるとこづかいの差が1万円を超えている。また、交通・通信については自動車等関係費、食料では外食といった、選択的支出に分類される品目において、勤労世帯の支出額が大きい。高齢世帯全体では選択的支出の割合が少なかったが、勤労収入がある高齢勤労世帯においては、無職世帯に比べぜいたく品への支出をする余裕があると言えよう。

(3) 収入面からみた高齢世帯の家計

続いて、収入面から高齢世帯の特徴を確認する。高齢者の可処分所得は2000年代半ばまで減少し、その後は横ばい圏内で推移している。2人以上の高齢世帯の1ヵ月間の可処分所得とその内訳の推移を、2000年比の増減で確認すると(図表6)、社会保険料を中心とした非消費支出の増加が可処分所得を押し下げているが、とりわけ実収入の減少の影響が大きい。その内訳をみると、勤め先収入の減少と公的年金給付の減少が寄与している。公的年金給付については、支給開始年齢

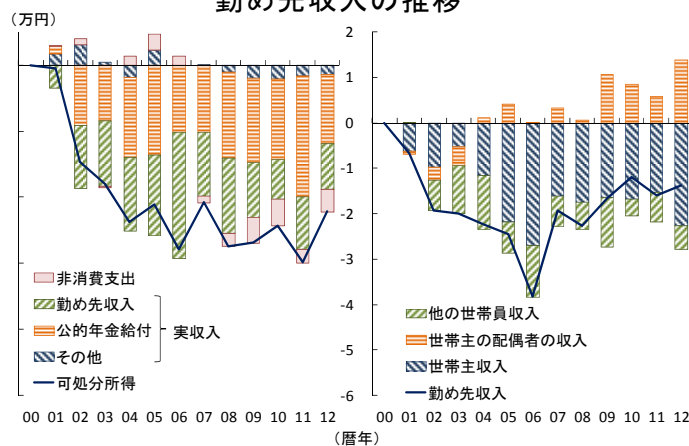
図表5. 高齢勤労世帯・高齢無職世帯の1ヵ月間の消費支出 (円)

	勤労世帯	無職世帯	差額
消費支出	306,192	242,116	64,075
食料	72,567	62,454	10,113
外食	10,384	6,388	3,996
住居	20,362	15,313	5,049
家賃地代	7,314	3,858	3,456
光熱・水道	23,352	21,881	1,471
家具・家事用品	12,022	9,456	2,566
被服及び履物	11,050	7,130	3,920
保健医療	15,745	14,652	1,093
交通・通信	41,472	27,409	14,063
交通	6,717	3,976	2,740
自動車等関係費	24,091	16,144	7,947
通信	10,665	7,289	3,376
教育	2,301	1,326	975
教養娯楽	28,973	25,747	3,226
その他の消費支出	78,348	56,748	21,601
諸雑費	25,873	20,228	5,644
こづかい(使途不明)	17,654	7,349	10,305
交際費	30,445	27,456	2,990
仕送り金	4,378	1,714	2,663
可処分所得	344,111	185,135	158,976

(資料)総務省「家計調査」より富国生命作成
(備考)2012年、2人以上の世帯

差額は勤労世帯-無職世帯
10大費目以下は差額が2,000円以上の品目を掲載

図表6. 高齢世帯の可処分所得と勤め先収入の推移



(資料)総務省「家計調査」より富国生命作成
(備考)非消費支出は逆系列

の引き上げによって減少しているとみられ、減少額が大きい 2002 年は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が 60 歳から 61 歳に引き上げられた年である。その後、定額部分については段階的に引き上げられており、2013 年からは報酬比例部分、加給年金の引き上げも開始された。今後もその支給開始年齢は段階的に引き上げられるため、高齢世帯の可処分所得のマイナス要因となろう。

一方、勤め先収入は、2000 年比で見れば減少しているものの、2006 年を底に増加傾向にある。内訳をみると、その要因として、主に女性が占める世帯主の配偶者の収入が増加していることが挙げられ、2012 年には 2000 年比 1.4 万円増加している。

2. 増加が期待される高齢勤労者

(1) 増加する高齢女性就業者

前述のように、近年女性の配偶者収入が高齢世帯の可処分所得の押し上げに寄与しているということが確認できた。労働力調査をみると、高齢女性の就業者数は 2000 年の 332 万人から 2012 年には 466 万人と約 1.4 倍に増加しており、就業者全体に占める割合も上昇している。また、団塊の世代が 60 歳を迎えた年である 2007 年以降、高齢女性の就業率（高齢女性人口に占める就業者の割合）も上昇傾向となっている。

また、厚生労働省の雇用均等基本調査によると、「女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）」によって女性管理職の割合は上昇している。取り組む予定の企業の割合は高まっており、今後も一層女性管理職の割合が上昇することが期待される。管理職となれば企業における役割の重要度も高まり、高齢になっても働き続ける蓋然性が高まろう。世帯主の収入が減少してきたことで、高齢女性の収入の家計にとっての重要度は高まってきているとみられる中、60 歳を迎えても継続して働く女性は今後も増えていくと考えられる。

(2) 改正高齢者雇用安定法の施行

制度面からみると、2013 年 4 月 1 日より改正高年齢者雇用安定法が施行されている。今回の改正では、定年に達した勤労者を引き続き雇用する継続雇用制度の対象者を、労使協定で限定できる仕組みが廃止され、原則的に希望者全員が 65 歳まで働けることを企業に対して義務付けた。これは老齢厚生年金の報酬比例部分、加給年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、60 歳の定年以降、支給開始年齢になるまで無収入となる者が生じることを防ぐことを目的としており、これにより高齢勤労者の増加が見込まれる。

高齢世帯の家計は、①非高齢世帯に比べて可処分所得が大きく減少してきたにも関わらず、生活必需品を中心に消費支出が比較的底堅かった、②高齢世帯の中でも勤労世帯は、無職世帯に比べ、特にぜいたく品への支出額が大きい、③高齢世帯の収入をみると、公的年金給付や世帯主の勤労収入は減少してきたが、世帯主の配偶者収入は増加傾向にある、といった特徴が挙げられる。

高齢世帯 1 世帯当たりの消費支出額が非高齢世帯に比べて低い以上、高齢化はマクロ的に見ると下押し要因である。しかし、2012 年の高齢勤労世帯と非高齢世帯の 1 ヶ月間の消費支出をみると、それぞれ 30.6 万円、31.0 万円と大きな差がない。老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げや女性の社会進出の増加によって高齢勤労世帯の割合が高まれば、高齢化による消費支出全体の減少を抑制することが期待されるだろう。

(金融市場調査 G 五味 麦大)